

利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

- ① 介護報酬に係る利用者負担 (費用全体の1割又は2割又は3割)
 ② 運営基準「厚生労働省令」で定められた「その他の費用」 (全額、自己負担)
 ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用 (全額、自己負担)

(1) 介護保険給付サービス

1単位=10.17円(可児市：7級地)

① 単独型(介護予防)短期入所生活費 (従来型個室)

	1日の利用料		自己負担額					
			(1割)		(2割)		(3割)	
要支援1	4,790	単位	479	単位	958	単位	1,437	単位
要支援2	5,960	単位	596	単位	1,192	単位	1,788	単位
要介護1	6,450	単位	645	単位	1,290	単位	1,935	単位
要介護2	7,150	単位	715	単位	1,430	単位	2,145	単位
要介護3	7,870	単位	787	単位	1,574	単位	2,361	単位
要介護4	8,560	単位	856	単位	1,712	単位	2,568	単位
要介護5	8,260	単位	826	単位	1,652	単位	2,478	単位

- ② 送迎費 184 単位
 片道1回あたり ただし介護保険での自己負担額は 184 (368/552) 単位です。注) (2割/3割)
- ③ 看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(要介護のみ) 12 単位
 1日あたり ただし介護保険での自己負担額は 12 (24/36) 単位です。
- ④ 機能訓練体制加算 12 単位
 1日あたり ただし介護保険での自己負担額は 12 (24/36) 単位です。
- ⑤ 個別機能訓練加算 56 単位
 1回あたり ただし介護保険での自己負担額は 56 (112/168) 単位です。
- ⑥ 医療連携強化加算(対象者のみ) 58 単位
 1日あたり ただし介護保険での自己負担額は 58 (117/176) 単位です。
- ⑦ 若年性認知症受入加算(対象者のみ) 120 単位
 1日あたり ただし介護保険での自己負担額は 120 (240/360) 単位です。
- ⑧ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)(要介護のみ) 13 単位
 1日あたり ただし介護保険での自己負担額は 13 (26/39) 単位です。
- ⑨ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位
 1日あたり ただし介護保険での自己負担額は 6 (12/18) 単位です。
- ⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数に8.3%を乗じた単位数×10.17 単位
- ⑪ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数×10.17 単位

(2) 介護保険給付外サービス

- ① 食費
- | | | |
|----|-------|---|
| 朝食 | 330 | 円 |
| 昼食 | 690 | 円 |
| 夕食 | 600 | 円 |
| 1日 | 1,620 | 円 |
- ② 滞在費(個室代) 1,600 円
 個室面積10.86㎡・テレビ・電動ベッド・チェスト・机・椅子・エアコン・ナースコール
- ③ 理美容代 実費
- ④ 日常生活品費(ティッシュ、乾電池、とろみ調整食品、等) 実費

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員からの説明のうえ、ご利用者の同意を得ることになります。)